

障害者総合支援法 居宅介護サービス重要事項説明書

(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)

あなたに対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という）に基づく居宅介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要は、次のとおりです

事業者名称	有限会社 菜花 菜の花指定居宅介護事業所
所在地	名古屋市中区正木四丁目6番6号 第13フクマルビル3F
法人種別	有限会社
代表者名	丸山 秀樹
電話番号	052-678-1721 0120-241-721 (フリーダイヤル)
事業の目的	総合支援法に基づく 居宅介護、相談助言
サービス提供地域	名古屋市内
営業日・営業時間	通年(12月31日から1月3日を除く) 午前9時から午後6時
サービス提供日・時間	365日 24時間
主たる対象者	特定しない
運営の方針	利用者、家族本意のサービス提供を実施します。

2 事業者の職員体制について

職種	従事するサービスの種類、種類	人員
管理者(サ責が兼務)	業務・従業者管理	1名
サービス提供責任者	適正なサービスの技術指導、管理 訪問介護	6名以上
サービス担当従事者	居宅介護サービスの提供	35名 以上

2024年4月1日現在

3 総合支援法に基づく居宅介護サービスの内容は、次のとおりです

居宅介護			行動援護・同行援護	重度訪問介護
身体介護	家事援助	通院等介助		
① 入浴介助 ② 排泄介助 ③ 食事介助 ④ 衣類着脱の介助 ⑤ 身体の清拭、洗髪 ⑥ 通院等介助 ⑦ その他 ()	① 調理 ② 衣類の洗濯 ③ 住居等の掃除 ④ 身の回り品の 買い物 ⑤ 関係機関等への 連絡 ⑥ その他 ()	① 病院等への通院 ② 公的手続・障害福祉サービスに係る相談に訪れる 場合の移動支援	① 単独外出時等の 外出介護 ② 外出準備、帰宅後の整理、 代読など (同行援護)	① 身体介護・家事援助・移動支援を含む包括的なサービス

4 総合支援法に基づく居宅介護に該当しない活動等は次のとおりです

身体介護	家事援助	行動援護・同行援護	重度訪問介護
上記以外の援助 (趣味・娯楽のための 同行、介助など)	同居家族のための洗濯、調理、庭の草むしり、大掃除、特別な調理 (正月用など)	宗教活動・政治活動 営利活動などにかかる 外出	宗教活動・政治活動 営利活動などにかかる 外出

5 サービス計画に基づく提供の曜日・時間帯、区分、及びサービス内容

	曜日	時間帯	区分	サービス内容 (3の記号を記入)
1				
2				
3				
4				
5				
6				

サービス計画作成事業所名： _____

6 サービス提供責任者は次の者が担当します

玉井京子 鈴木園枝 山本望希 丸山秀樹

丸山 ひとみ 竹内 真理 氏家 裕美子

連絡先電話番号： 052-678-1721

(1) サービスを提供する主なヘルパーは次のとおりです。

なお、やむを得ない理由でヘルパーを交代する場合は、事前に連絡します。

氏名： _____

氏名： _____

7 利用者負担金については、次のとおりです

- (1) 提供した福祉サービス費用の1割相当額（市町村が定める月額負担上限額の範囲内）
- (2) 交通費（外出、通院介助などを行う場合のヘルパーの交通費、または通常のサービス提供地域外でのサービス提供に係る往復の交通費）
- (3) 支給対象以外のサービス提供に係る費用。（実費負担での利用分等）

	ご負担額	備考
①利用者月額負担上限額	円	
②交通費	円	(実費精算)
③支給対象以外のサービス	円	(別途取り決めによる)

- (4) 上記金額については、サービスを提供した翌月の10日ごろに請求書を発行しますので、現金、または口座振替にてお支払いいただきます。

8 サービスの中止、キャンセル料について

- (1) 利用者が、サービス利用の中止（キャンセル）をする際は速やかに事業所宛に連絡をして下さい。

連絡先電話番号 052-678-1721

FAX 052-678-1722

- (2) サービス提供の前日、または当日の中止（キャンセル）については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承下さい。（但し、利用者の容態急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料はかかりません。）
- (3) キャンセル料は、下記の料金をいただきます。

時 期	キャンセル料
ご利用の12時間前まで	無料
ご利用の6時間前まで	1,000円
ご利用の2時間前まで	2,000円

9 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

また利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社	三井住友海上火災保険株式会社
---------	----------------

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する指針を定め、責任者を選定しています。又、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研究を実施します。

虐待防止に関する責任者	竹内 真理（サービス提供責任者）
-------------	------------------

2. 虐待もしくは虐待が疑われる事案等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

3. 虐待等が発生した経緯、背景、再発防止策等については記録し、5年間保存します。

11 第三者評価について

第三者評価設置	なし
---------	----

12 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 続柄： 連絡先：

13 相談窓口、苦情対応

(1) サービス等についての苦情やご相談は、当事業所は以下の専用窓口で受け付けます。

相談・苦情の窓口	電話番号 : 052-678-1721 FAX : 052-678-1722 管理者 : 丸山 秀樹
----------	--

(2) 行政機関、その他の相談、苦情受付機関

名古屋市 区役所 福祉課	所在地 : 電話番号 : FAX :
愛知県運営適正化委員会	所在地 : 名古屋市東区白壁1丁目50番地 電話番号 : 052-212-5515 FAX : 052-212-5514
障害者支援課 指定指導係	所在地 : 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル10階 電話番号 : 052-238-0567 FAX : 052-238-0578

居宅介護サービスの提供に際し、本書面に基づき、事業者は本重要事項の説明を行い、利用者は確認をしました。(本書2通を作成し、各々1通保管します。)

令和 年 月 日

事業者 有限会社 菜花
郵便番号 460-0024
所在地 名古屋市中区正木四丁目6番6号
第13フクマルビル3F
名称 菜の花指定居宅介護事業所
代表者職・氏名 代表取締役 丸山 秀樹 印

利用者 (本人 ・ 扶養義務者 ・ 後見人 ・ 補佐人)

郵便番号
住所
氏名

印